（fc＋10）MHzを超え（fc＋80）MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－24dB以下の値
（fc＋80）MHzを超え（fc＋900）MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－38dB以下の値
（fc＋900）MHzを超えるもの	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－48dB以下の値

(6)　5.7GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用の構内無線局（受電装置に限る。）

周波数帯	不要発射の強度の許容値
（fc－80）MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－66dB以下の値
（fc－80）MHzを超え（fc－10）MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－62dB以下の値
（fc－10）MHzを超え（fc－２）MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－48dB以下の値
（fc－２）MHzを超え（fc＋２）MHz以下（中心周波数からの離調が50kHz以下を除く。）	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－36dB以下の値
（fc＋２）MHzを超え（fc＋10）MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－48dB以下の値
（fc＋10）MHzを超え（fc＋80）MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－62dB以下の値
（fc＋80）MHzを超えるもの	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－66dB以下の値

［25・26　略］

27　2,425MHzを超え2,475MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の構内無線局の送信設備であつて周波数ホッピング方式を用いるものの不要発射の強度の許容値は、２及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［表略］

［28～70　略］

［新設］

［25・26　同左］

27　2,425MHzを超え2,475MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備であつて周波数ホッピング方式を用いるものの不要発射の強度の許容値は、２及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［表同左］

［28～70　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。